

遺物が示す支配の形

領域を面的に支配しようとしたことを考えれば、

胆沢川が境界になること

はあり得ない。しかし、

また不安定な状況の中で

は、胆沢川のような川と

いうのはやはり境界に見

えてしまう。

胆沢川が境界になること

は、胆沢川のような川と

いうのはやはり境界に見

えてしまう。

ここで、「これは境界

ではない」ということを

主張するために、胆沢川

の北岸にこの四面廂の建

物が造られた。胆沢城の

管轄区域であるというこ

との、モニメントとし

ての意味があったのでは

ないか。

そう思っていたら、今

度は「五保」と書かれた

墨書土器が出てきた。そ

れだけではなく、香炉の

ふた、緑釉の唾壺とい

う非常に珍しい壺の破片

も出てきた。

四面廂建物とこれらの

遺物に関係があるのでは

ないかと考えたが、時期

的にずれる。五保の墨書

土器は9世紀後半、四面

廂は10世紀後半。ちょっ

と時間差がある。

「五保」という言葉は、

奈良時代に個人身支配

を行う時に作られた制度

の一つ。五つの家(戸)

を一つのグループにし

て、相互責任を持たせる

という制度である。

これが後に江戸時代の

五人組の制度の参考にさ

れた。したがって、五保

方式も変化した。

奈良時代はほぼ宮城県

域が陸奥国にすべてたっ

た。それが9世紀に、北

上川中流域、この地域ま

で広がってきて、支配の

方式も変化した。

奈良時代はほぼ宮城県

域が陸奥国にすべてたっ

た。それが9世紀に、北

上川中流域、この地域ま

で広がってきて、支配の

方式も変化した。

奈良時代はほぼ宮城県

域が陸奥国にすべてたっ

た。それが9世紀に、北

上川中流域、この地域ま

で広がってきて、支配の



第18次調査で出土した墨書土器「五保」(左)と香炉の蓋(右)、緑釉陶器の唾壺(中央)

大平 聡氏 (宮城学院女子大教授)

基調講演

「鎮守府胆沢城から鳥海柵へ」

V

というの、個人身支配が行われていたことの何よりの証拠である。先に述べたように、9世紀に入ると、奈良時代に行われた個人身支配体制が変更されていく。課税対象を人から土地へと変えていった。関東地方より西の地域では、だんだん戸籍も作られなくなり、五保を置く必然性がなくなっていた。ところが、9世紀の出羽国で五保が確認された。私田柵から出土した漆紙文書の中に、「保」という言葉がでてきて、これは五保のことだろうという見解が出されている。もう一つ出てきたのが、鳥海柵跡の指定範囲内から出てきた、五保の墨書土器。これはまさに個人身支配が行われているということの何よりの証しである。この地域で個人身支配が行われたと考えざるを得ない。奈良時代はほぼ宮城県域が陸奥国にすべてたつた。それが9世紀に、北上川中流域、この地域まで広がってきて、支配の方式も変化した。

奈良時代は、関東地方や中部地方から農民を移転させ、その農民たちに土地を割り振って、エミシの地を耕作させた。これを柵戸政策という。柵戸(柵に付属する人々)を移住させ、その地域を面的に支配する。したがって、個人身支配の対象となるのは、柵戸が中心となる。ところが9世紀に入ると、この移民方式をよめる。現地民を採用して、エミシのリーダーたちに地域を治めさせ、エミシ同士の対立をうまく利用した。この方式が、受領の下での在庁官人による支配体制に、よくなじんだのだと思う。



墨書土器に書かれた「五保」の文字

金ヶ崎の国指定史跡 鳥海柵を知る

5

— 2014 シンポジウムより —